

■こんな時どうする？

歯科健診を受診したのにもかかわらずポイントが付与されていない

ケース① → 受診した年と付与される年が異なります

(例)1月～12月に受診した方 → 翌年7月に付与

ケース② → 歯科医院が健診結果を健保へ提出していない場合があります → 健保へご連絡ください

歯科健診の健診票が届かない

愛知/神奈川/福岡の場合 → 歯科医院に設置してあるため届きません

それ以外の場合 → 健保ホームページから申請した方は、職場か自宅に届きます

無料制度のはずなのに有料だった

ケース① → 予約時に「トヨタ健保の制度利用」と伝えていない → 有料となります

ケース② → 歯科医院が誤って算定した → 歯科医院へお問い合わせください

ケース③ → 歯科医院へ制度情報が行き届いていない → 健保へご連絡ください

ケース④ → 「歯石除去」など有料範囲の施術も受けていた

※治療内容については歯科医院へお問い合わせください

歯科医院に健診制度の話が伝わらなかった

健保へご連絡ください